

調達管理番号： 20a00889

国名：ナイジェリア国

担当部署：経済開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

案件名：ナイジェリア国農業開発アドバイザー業務

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：農業開発アドバイザー
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2021年2月上旬から2023年1月下旬
- (2) 業務 M/M：現地 10.00M/M、国内 4.00M/M、合計 14.00M/M
- (3) 業務日数：

- ・ 国内準備 15日
- ・ 第1次 現地業務 60日
- ・ 第1次 国内作業 15日
- ・ 第2次 現地業務 60日
- ・ 第2次 国内作業 15日
- ・ 第3次 現地業務 60日
- ・ 第3次 国内作業 15日
- ・ 第4次 現地業務 60日
- ・ 第4次 国内作業 15日
- ・ 第5次 現地業務 60日
- ・ 国内整理 5日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：12月23日(水) (12時まで)
- (4) 提出方法：電子データのみ
  - 専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf)

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- ◇ 評価結果の通知：2021年1月15日（金）までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・  
選考の上、契約交渉順位を決定します

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務	農業セクターにおける政策提言にかかる各種業務
対象国／類似地域	英語圏アフリカ／全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱

#### 6. 業務の背景

ナイジェリアでは、農業は男性の雇用の 45%、女性の雇用の 26%、GDP の 25.08%を占める基幹産業であり、近年のナイジェリア経済全体の停滞時期においても堅調に成長してきた。他方で、国民の約 5 割が絶対的貧困層に区分され、また農業を主産業とする農村部の人口も 5 割を超えている。農業セクターを所管するナイジェリア連邦農業農村開発省（Federal Ministry of Agricultural and

Rural Development : FMARD) は、1) 食料安全保障、2) 輸入代替、3) 雇用創出、4) 経済多角化を大目標に、以下に掲げる政策及びイニシアティブに取り組んでいる。

#### (1) コメの自給率向上

ナイジェリアはコメ生産量がサブサハラ・アフリカで最も多い国(FAOSTAT 2016)であるが、人口増加と都市化に伴う食生活の変化によってコメの需要が増加しており、年間消費量の伸びに国内生産は追いついていない。このため、FMARD は食料安全保障の観点もふまえてコメの自給率向上を重要課題に位置付けており、2008年に立ちあげられた「アフリカ稲作振興のための共同体」(Coalition for African Rice Development、以下「CARD」と言う。)の対象国として、国別稲作開発戦略(National Rice Development Strategy、以下「NRDS」と言う。)を策定するなど稲作振興に積極的に取り組んできた。また、JICAが実施した「コメ収穫後処理技術・マーケティング能力強化プロジェクト(2011～15年)」では、ナイジャ州及びナサラワ州において改良パーボイル技術の開発などの成果が得られ、プロジェクト終了後も他ドナーや州農業開発プログラムとの連携で、同技術の他州への普及が進められている。

#### (2) 農業の商業化

JICAが2015年度に本邦で実施した「市場志向型農業振興」研修に参加した、連邦首都区、ナサラワ州の職員を中心にSHEPアプローチの実践が試みられている。2020年からは、これらの活動を継続し、他州にもSHEPアプローチを利用した農業普及システムを導入することを目的とした技術協力プロジェクト「生計向上のための市場志向型農業普及振興プロジェクト」(以下、「SHEP技プロ」と言う。)を実施している。

#### (3) 国民の栄養改善

ナイジェリアは2001年に食料と栄養に関する国家政策を定め、2011年にはScaling Up Nutrition(SUN)運動に加盟するなど、国を挙げて栄養改善に取り組んできた。FMARDは、2016年に策定されたAgricultural Sector Food Security and Nutrition Strategy(AFSNS)に基づいて、農業と食を通じた栄養改善に係る具体的な取組を進めている。また、ナイジェリアは2016年に立ち上げられた「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ」(Initiative for Food and Nutrition Security in Africa、以下「IFNA」と言う。)の参加国として、栄養改善戦略の策定を行っており、今後は同戦略に沿った具体的な活動の推進が必要となっている。

こうした背景の下、これまで JICA は、2018 年 7 月から「連邦農業農村開発省政策アドバイザー」を派遣しており、上記（１）～（３）に関連する各種活動を実施している。他方で、上記（１）～（３）の取組みを更に推進する必要があることに加え、農業セクターにおける官民連携促進や農村金融の促進といった分野においても、FMARD の能力強化を図る必要があり、FMARD は、農業セクターの開発及び食を通じた栄養改善の推進を主たる目的とするアドバイザーの派遣を我が国に要請した。

具体的な活動内容は以下のとおり。

活動 1-1 : JICA の SHEP 技プロと連携して、民間企業や他ドナーによる SHEP 活動推進や、右案件のプロジェクト実施州<sup>1</sup>以外での SHEP 活動促進を行う。

活動 2-1 : コメ種子の品質改善に向けて、認証検査の改善及び種子生産技術の改善等に係る調査及び技術移転を行う。

活動 2-2 : 第 2 次国別稲作開発戦略 (NRDS2) の実施促進に向けて、他ドナーや政府機関との調整や JICA の新規案件形成など具体的な活動の側面支援を実施する。

活動 2-3 : コロナ禍を踏まえた FMARD や他の政府機関による食糧安全保障支援策について助言を行う。

活動 3-1 : IFNA 国別行動戦略 (ICSA) の実施促進に向けた他ドナーや政府機関との調整や、具体的な活動の側面支援を実施する。

活動 3-2 : JICA の「連邦首都区における栄養改善能力向上プロジェクト」及び「生計向上のための市場志向型農業普及振興プロジェクト」と連携して、これらプロジェクトで開発された栄養啓発ツールの全国展開を促進する。

活動 4-1 : 農業セクターでアフリカに進出する日本企業とナイジェリアの地場企業のマッチングを促進する。

活動 4-2 : 農業セクターにおける民間企業との連携促進について、FMARD や他の政府機関に助言を行う（アフリカ農業イノベーションセンター<sup>2</sup>の実現可能性の検討を含む）。

---

<sup>1</sup> 対象 20 州（バウチ州、ゴンベ州、タラバ州、ジガワ州、ケビ州、カノ州、ナサラワ州、連邦首都区、ナイジャー州、クワラ州、コギ州、ベヌエ州、オスン州、エキティ州、オグン州、アナンブラ州、エボニー州、イモ州、クロスリバー州、エド州）に対する集合研修後に、各州から提出されるアクションプランの内容に鑑み、SHEP アプローチの普及活動を行う州（プロジェクト実施州）を最大 14 州選定する予定。

<sup>2</sup> 先進的な技術や農業機械化を日アフリカの官民で推進するための展示・実証・人材育成・イノベーションの拠点。2019 年の TICAD7 で構想を発表。

活動5-1：農村金融の実態（制度、スキーム、ステークホルダー、ニーズ、課題等）について分析を行い、対応案について FMARD や他の政府機関に助言を行う。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、FMARD をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、SHEP アプローチの推進、NRDS2 の実施促進、ICSA に基づく栄養改善活動の推進、民間セクターによる農業セクター開発促進、農村金融の促進等に関する活動を行い、農業セクターの開発及び食を通じた栄養改善の推進を支援する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1）国内準備期間（2021年2月～3月）

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、ナイジェリア農業政策文書（NRDS 2、ICSA 含む）等を確認し、ナイジェリアの農業・稲作開発の政策及び現状について把握する。
- ② ナイジェリアにおける、以下の JICA 案件及び他ドナーの農業・食料・栄養関連分野の協力内容（実施中・計画中・実施済）につき、確認・把握する。
  - ・「コメ収穫後処理技術・マーケティング能力強化プロジェクト」（2011～2016年）
  - ・「栄養と農業に係る情報収集・確認調査」（2017年）
  - ・「連邦農業農村開発省政策アドバイザー」（2018年～2021年）
  - ・「連邦首都区における栄養改善能力向上プロジェクト」（2019年～）
  - ・「生計向上のための市場志向型農業普及振興プロジェクト」（2020年～）
- ③ JICA 経済開発部及びナイジェリア事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ④ 整理した業務内容について、オンライン会議等を通じて C/P 等の関係者に説明するとともに、今後業務を進めて行くために必要な情報の収集を行う。
- ⑤ ワークプラン（英文）を作成し JICA 経済開発部による確認ののち提出する。併せて、ナイジェリア事務所にもデータを送付する。

### （2）第1次現地業務期間（2021年4月～5月）

- ① 活動1-1について、民間企業や他ドナーの農業普及関連活動や SHEP 技プロの進捗状況を把握する。
- ② 活動2-1について、種子生産に係るステークホルダー<sup>3</sup>の能力に係

<sup>3</sup> 種子の生産、検査、認証を行う政府系機関、種子生産農家、民間企業等

- る現状調査を実施する。
- ③ 活動 2-2 について、NRDS2 の進捗状況や実施促進のための課題を把握する。
  - ④ 活動 2-3 について、JICA による食糧安全保障支援策の円滑な実施に向けた各種助言・調整を行う。
  - ⑤ 活動 3-1 について、IFNA 事務局や他ドナー等とも連携して ICOSA 対象州（3 州程度）における活動内容の検討を支援する。
  - ⑥ 活動 3-2 について、栄養啓発ツールの全国展開に向けた方策について、連邦政府の関連省庁（農業農村開発省、保健省、予算計画省等）との意見交換を実施する。
  - ⑦ 活動 4-1 について、日本企業（農業機械関連を含む）のナイジェリア進出の進捗や課題、地場企業との連携状況について、ナイジェリアに進出済みもしくは進出を検討している日系企業等の関係者にヒアリングする。
  - ⑧ 活動 4-2 について、FMARD アグリビジネス・マーケット開発局の業務内容、業務遂行能力等を確認する。
  - ⑨ 活動 5-1 について、農村金融の実態（制度、スキーム、ステークホルダー、ニーズ、課題等）に係る情報整理を行う。
- (3) 国内作業期間（第 1 次から第 2 次、第 2 次から第 3 次、第 3 次から第 4 次及び第 4 次から第 5 次までの現地業務の合間）
- ① 各次現地業務結果報告書（英文）を JICA 経済開発部に提出し、派遣期間の業務達成状況を報告する。
  - ② 各活動の進捗や前回現地業務時に発生した課題等について、オンライン会議等を通じて C/P 等の関係者と確認するとともに、進捗の促進に向けた各種助言、調整を行う。
  - ③ 各次現地業務結果を踏まえ、次回の現地業務工程表（案）を含むワークプラン（英文）を更新、JICA 経済開発部による確認の後提出する。併せて、ナイジェリア事務所にもデータを送付する。
- (4) 第 2 次現地派遣期間（2021 年 7 月～8 月）
- ① 活動 1-1 について、民間企業や他ドナーの SHEP 関連活動案について検討を行う。また、SHEP 技プロの対象州以外の州における園芸作物普及の状況の把握や SHEP 関連活動の実施方法について検討を行う。
  - ② 活動 2-1 について、種子生産に係るステークホルダーの能力の向上に係る方策を検討し、JICA による具体的な支援案を提案する。
  - ③ 活動 2-2 について、JICA の無償資金協力による協力案を検討する。
  - ④ 活動 3-1 について、IFNA 事務局や他ドナー等とも連携して ICOSA 対象

州（第1次現地派遣で支援した州以外に3州程度）における活動内容の検討を支援する。

- ⑤ 活動3-2について、栄養啓発ツールの全国展開に向けたパイロット活動を企画する。
- ⑥ 活動4-1について、日本企業とナイジェリアの地場企業のマッチングにむけたワークショップを企画する。
- ⑦ 活動4-2について、FMARD アグリビジネス・マーケット開発局の能力強化策について、JICAによる具体的な支援案を提案する。
- ⑧ 活動5-1について、小規模農家の農村金融へのアクセス改善に向けたJICAによる具体的なパイロット支援策を提案する。

(5) 第3次現地派遣期間（2022年1月～2月）

- ① 活動1-1について、民間企業や他ドナーのSHEP関連活動を支援する。また、SHEP技プロの対象州以外の州によるSHEPアプローチの習得を支援する。
- ② 活動2-1について、種子生産に係るステークホルダーの能力の向上に係るJICAの具体的な活動を支援する。
- ③ 活動2-2について、上記(4)③の活動を継続・フォローする。
- ④ 活動3-1について、IFNA事務局や他ドナー等とも連携してICSA対象州における具体的な活動実施を支援する。
- ⑤ 活動3-2について、栄養啓発ツールの全国展開に向けたパイロット活動の実施を支援する。
- ⑥ 活動4-1について、日本企業とナイジェリアの地場企業のマッチングにむけたワークショップを実施する。
- ⑦ 活動4-2について、FMARD アグリビジネス・マーケット開発局の能力強化に係るJICAの具体的な活動を支援する。
- ⑧ 活動5-1について、小規模農家の農村金融へのアクセス改善に向けたJICAによる具体的なパイロット活動を支援する。

(6) 第4次現地派遣期間（2022年5月～6月）

- ① 活動1-1について、上記(5)①の活動を継続・フォローする。
- ② 活動2-1について、上記(5)②の活動を継続・フォローする。
- ③ 活動2-2について、上記(4)③の活動を継続・フォローする。
- ④ 活動3-1について、上記(5)④の活動を継続・フォローする。
- ⑤ 活動3-2について、上記(5)⑤の活動を継続・フォローする。
- ⑥ 活動4-1について、ワークショップを踏まえたマッチング促進のための支援を実施する。
- ⑦ 活動4-2について、上記(5)⑦の活動を継続・フォローする。

- ⑧ 活動5-1について、上記(5)⑧の活動を継続・フォローする。
- (7) 第5次現地派遣期間(2022年9月~10月)
  - ① 活動1-1について、SHEP 技プロのプロジェクト実施州に選定されなかった対象州(12州程度を想定。本業務では、そのうちの3州程度を想定)におけるSHEPアプローチの習得を支援する。また、ナイジェリアにおけるSHEPアプローチの広域展開のための戦略・知見を取り纏める。
  - ② 活動2-1について、上記(5)②の活動を継続・フォローするとともに、種子生産に関係するステークホルダーの能力の向上に係る戦略・知見を取り纏める。
  - ③ 活動2-2について、上記(4)③の活動を継続・フォローする。
  - ④ 活動3-1について、上記(5)④の活動を継続・フォローする。また、ナイジェリアにおけるICSA推進のための戦略・知見を取り纏める。
  - ⑤ 活動3-2について、上記(5)⑤の活動を継続・フォローするとともに、栄養啓発ツールの改良点を取り纏める。
  - ⑥ 活動4-1について、上記(6)⑥の活動を継続・フォローするとともに、農業セクターにおける日本企業のナイジェリア進出促進に係る戦略・知見を取り纏める。
  - ⑦ 活動4-2について、上記(5)⑦の活動を継続・フォローするとともに、FMARD アグリビジネス・マーケット開発局の能力強化に係る戦略・知見を取り纏める。
  - ⑧ 活動5-1について、上記(5)⑧の活動を継続・フォローするとともに、同活動の成果を踏まえて、小規模農家の農村金融へのアクセス改善に向けたJICAによるプロジェクト案を提案する。
- (8) 帰国後整理期間(2022年11月~2023年1月)
  - 専門家業務完了報告書(和文)をJICA 経済開発部に提出し、報告する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) ワークプラン(全体及び各派遣時)
  - 現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。
  - 英文(JICA 経済開発部、JICA ナイジェリア事務所、C/P 機関へ電子データで提出)
- (2) 現地業務結果報告書
  - 各派遣時及び派遣終了時。和文及び英文。JICA 経済開発部、JICA ナイ



ジェリア事務所、C/P 機関へ電子データで提出。

ただし、第 5 次現地業務結果報告書（和文）は（3）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。

（3） 専門家業務完了報告書（和文 3 部）

2023 年 1 月 14 日までに、JICA 経済開発部及びナイジェリア事務所に提出し、報告する。

C/P と協働して作成した現職教員研修カリキュラム及び研修教材集については各次報告書に参考資料として添付して提出することとする。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_2020.pdf)

留意点は以下のとおりです。

（1） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、成田⇒パリ／ロンドン／フランクフルト／ドバイ／ドーハ／アブダビ⇒アブジャ 乃至は、羽田⇒パリ／ロンドン／フランクフルト／ドバイ／ドーハ／アブダビ⇒アブジャを標準とします。

（2） 戦争特約保険料

当該業務は主にアブジャ、ナイジャ州及びナサラワ州（いずれも戦争特約対象地域外）を想定しておりますが、プロポーザルにより、戦争特約対象地域での活動をする提案を妨げるものではありません。戦争特約対象地域での活動を提案する場合には、滞在期間に応じた戦争特約保険料を見積書に計上してください。（ただし、戦争特約対象地域での業務については契約交渉等協議させていただきます。）「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>）を参照願います。

（3） 臨時会契役の委嘱

一般業務費については、JICA ナイジェリア事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

（4） 宿泊料

宿泊料については、経理処理ガイドラインのとおりです。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

#### ③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：便宜供与あり

イ) 宿舍手配：便宜供与あり

ウ) 車両借上げ：便宜供与あり

エ) 通訳備上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：国内準備期間及び第1次現地派遣開始時におけるC/P機関との協議についてのみ、JICAナイジェリア事務所がスケジュールアレンジ及び同席を行う。

カ) 執務スペースの提供：連邦農業農村開発省内における執務スペース提供

### (2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を当 JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループ（メール:Matsunoshita.Minoru@jica.go.jp）にて配布します。

・ナイジェリア国連邦農業農村開発省政策アドバイザー業務（フェーズ

1）業務完了報告書

・要請書

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速や

かに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務従事予定者は稲作分野、農業普及 (SHEP アプローチ)、栄養改善、農業分野における民間連携に関する知識を有することが望ましいです。
- ② 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ナイジェリア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」 (<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑥ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上